



NEWSLETTER

GJP - THAILAND

GJP タイニュースレター 2015年5月/Vol.2

国際地域統括本部（IHQ）及び国際貿易センター（ITC）
に対する優遇税制措置に関する勅令の公布



Newsletter
GJP - Thailand

お問い合わせ

タイ財務省（Ministry of Finance）は、2015年5月1日付の官報にて勅令（Royal Decree）No. 586, 587を公布しました。これは、国際地域統括本部（International Headquarters “IHQ”）及び国際貿易センター（International Trading Centers “ITC”）に対して税制優遇措置を与えるというもので、本勅令は、官報公示日の翌日より施行されることとなります。本税制優遇措置は歳入局に対して申請することになりますが、今後、歳入局長が定める規則、手続及び条件に従うこととされています。

IHQ及びITCは、2015年から導入されたタイ投資委員会（BOI）で定める新しい投資奨励業種でもあり、IHQについては従来のRegional Operating Headquarters（“ROH”）、ITCについては従来のInternational Procurement Office（“IPO”）に代わって導入された制度です。これまでBOIからは、財務省、商務省などの関連省庁と調整中のため、BOIの独断でIHQ及びITCの投資奨励を認可することが出来ないと説明を受けていましたが、今回、財務省が本勅令を公布したことにより、今後BOIがIHQ及びITCにかかる投資奨励の申請を認可するケースが増えていくものと考えられます。

IHQ及びITCの導入の背景には、現在シンガポールに偏っているASEANの地域統括会社や販売統括会社を、製造現場により近いタイに呼び込み、AECのもとでタイが中心的な地位・役割を担っていきたいという意図があります。ご存知のとおり、タイの外国人事業法では外資企業による販売取引を規制しているため、タイに販売統括会社を設立するようなケースは稀でした。ただし、今後はBOIの投資奨励業種としてのITCによって、実質的に外資企業による販売取引を奨励する動きとなっています。IHQ及びITCの導入によってBOI及び財務省等が奨励する事業活動は、主に以下のような取引形態と考えられます。

税務

柴田 智以
Associate Director
tshibata1@kpmg.co.th

伊藤 進
Manager
sito1@kpmg.co.th

監査

三浦 一郎
Partner
imiura@kpmg.co.th

宮田一宏
Associate Principle
kazuhiro@kpmg.co.th

星谷 浩一
Manager
khoshiya1@kpmg.co.th

丹羽 玄
Manager
gniwa1@kpmg.co.th

アドバイザー

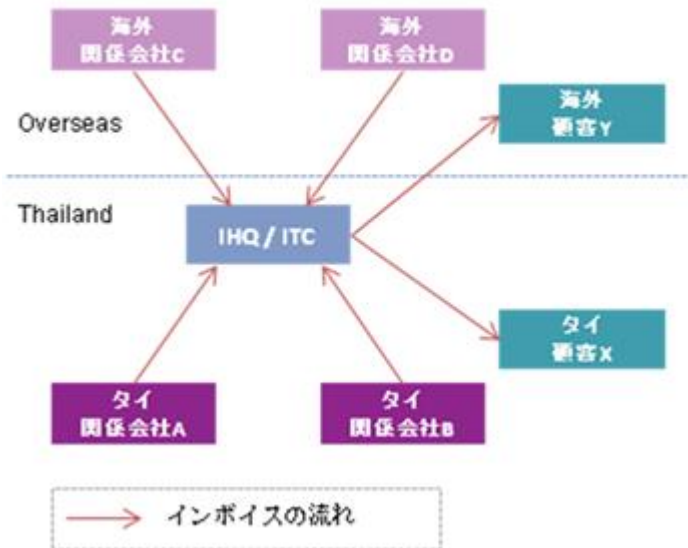
古川 英典
Executive Director
hidenori@kpmg.co.th

坂東 亮
Associate Director
rbando@kpmg.co.th

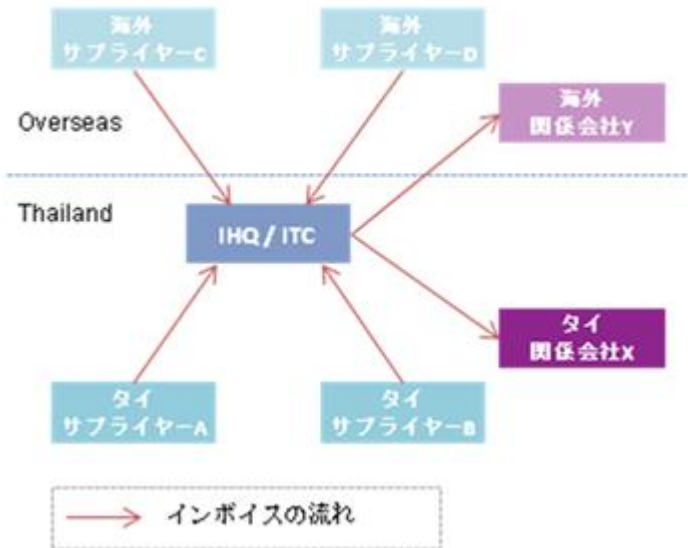
■日系企業支援
サービス紹介ウェブ

➤ 配信を希望する
➤ 配信を希望しない

1.販売統括



2.集中調達



ITCについては、国際的に販売や調達を行っている会社は、積極的に申請を検討すべきと思われます。既存のIPOの投資奨励を受けて販売・調達活動を行っている法人についても、ITCの投資奨励へ切り替えが可能とBOIからコメントを得ています。

✚ IHQ: 地域統括事業にかかる優遇税制措置の要件緩和

(1) 50%要件の撤廃

従来のROHの制度において、地域統括事業に従事する外国人社員の個人所得税の減税（税率15%）等の優遇措置を受けるためには、地域統括会社の全体の売上のうち、海外の関係会社からのサービス収入（ロイヤリティ収入を含む）が50%以上であることが要件（以下「50%要件」という）とされていました。

従って、地域統括会社が商品の売買等、関係会社へのサービス（以下「ROH事業」という）以外の事業を行う場合には、50%要件を満たすことが困難であり、個人所得税の減税等の優遇措置を放棄せざるを得ませんでした。今回の勅令No.586で定めるIHQは、タイ国内外の関係会社又は支店に対して管理又は技術に関する支援サービスを行うことを目的としてタイの法律に基づき設立された法人と定義されており、ITCを含むIHQとして認可された法人も含むとされています。また、勅令No.586においては優遇税制措置を受けるための要件として50%要件が撤廃されていることから、地域統括会社が商品の売買を行う場合でも、個人所得税の減税を含む優遇税制措置が受けられることになります。

(2) IHQの定義

勅令No.586におけるIHQの定義が「タイ国内外の関係会社又は支店に対して管理又は技術に関する支援サービスを行うことを目的としてタイの法律に基づき設立された法人」となっており、本勅令の趣旨がタイ国内に地域統括会社の設立を推奨することであることを鑑みると、新たに設立される法人だけでなく、既存の地域統括会社もこれに含まれると解されますが、例えば既存の製造事業会社に地域統括機能を追加するケースなどは、ケースバイケースで判断されるものと考えられます。

(3) 従来のROH制度との比較（優遇税制措置の要件）

従来のROH制度に基づく優遇税制措置を受けるための要件（勅令No.405, 508）と、今回のIHQ制度に基づく優遇税制措置を受けるための要件（勅令No.586）の比較は、以下のとおりです。

要件	ROH制度		IHQ制度
	2002年版ROH (勅令No.405)	2010年版ROH (勅令No.508)	勅令No.586
50%要件	あり		N/A

サービス提供先要件	タイを除く3ヶ国以上の関係会社等		タイを除く1ヶ国以上の関係会社(*1)
資本金要件	THB 10百万以上		
経費要件	N/A	タイ国内にて年間THB 15百万以上の経費又はTHB 30百万以上の設備投資	タイ国内にて年間THB 15百万以上の経費
実質要件 (*2)	N/A	あり	N/A
給与要件 (*3)	N/A	あり	N/A
人事要件 (*4)	N/A	あり	N/A

(*1) 直接・間接保有を問わず、25%以上の資本関係を有する会社をいう。

(*2) 海外の関係会社等は、その国に事業所、取締役及び従業員を有し、事業を営んでいること。

(*3) ROH事業開始から3年目の末日までに、最低5名の従業員の年間平均給与（現物給与を含む）が、THB 2.5百万となること。

(*4) ROH事業開始から3年目の末日までに、全従業員の75%以上が一定の知識・スキルを有するスタッフ（高卒以上）であること。

なお、いわゆる2010年版ROHの優遇税制措置を定めた勅令No.508においては、上記の要件のうち一定の要件を充足しなかった場合には、その充足しなかった年度だけでなく、優遇税制を受けた初年度以降に遡って法人所得税及び源泉税の優遇措置が取り消されたり、その充足しなかった年度以降の年度について個人所得税の優遇措置が取り消されたりする措置が講じられていました。今回のIHQの優遇税制措置を定めた勅令No.586においては、上記の要件をひとつでも満たさなかった場合には、その年度についてのみ優遇税制措置が受けられないとされており、過年度及び将来の優遇税制措置の適用に影響を及ぼさない措置となっています。

(4) IHQの優遇税制措置の概要

今回の勅令No.586により、IHQに与えられる優遇税制措置の概要は、以下のとおりです。

優遇税制措置の対象			優遇税制	適用期間
法人所得税	海外の関係会社から受ける所得	管理・技術支援、金融サービス	免税	優遇税制措置を付与された事業年度から15事業年度
		ロイヤルティー	免税	
		配当金	免税	
	タイ国内の関係会社から受ける所得	管理・技術支援、金融サービス	10%	
		ロイヤルティー	10%	
海外の関係会社の株式の譲渡益		免税		

	タイ国外での商品売買(いわゆるOut-Outの三国間貿易)		免税	
	海外の法人に対する国際貿易関連サービス(商品の調達・保管等)		免税	
源泉税	海外の法人が受ける所得	IHQからの配当金(上記のIHQの免税所得から支払われたもの)	免税	-
		IHQからの一定の受取利息	免税	-
IHQの外国人社員(常勤)の個人所得税			15%	-
関係会社への貸付利息にかかる特定事業税			免税	-

なお、従来のROH制度(勅令No.405, 508)に基づく優遇税制措置を受けている地域統括会社が、本勅令No.586で定める要件を満たす場合には、IHQとして本勅令の優遇税制措置を申請することが出来るとされています。

(5) 従来のROH制度との比較(優遇税制措置の内容)

最後に、従来のROH制度に基づく優遇税制措置(勅令No.508)の内容と、今回のIHQ制度に基づく優遇税制措置(勅令No.586)の内容の比較は、以下のとおりです。

優遇税制措置の対象			ROH (勅令No.508)	IHQ (勅令No.586)
法人所得税	海外の関係会社から受ける所得	管理・技術支援、金融サービス	免税 (金融サービスは10%)	免税
		ロイヤルティー	10%	免税
		配当金	免税	
	タイ国内の関係会社から受ける所得	管理・技術支援、金融サービス	10%	
		ロイヤルティー	10%	
	海外の関係会社の株式の譲渡益		通常税率20%	免税
	タイ国外での商品売買(いわゆるOut-Outの三国間貿易)		通常税率20%	免税
海外の法人に対する国際貿易関連サービス(商品の調達・保管等)		通常税率20%	免税	
源泉税	海外の法人が受ける所得	IHQからの配当金(上記のIHQの免税所得から支払われたもの)	免税	
		IHQからの一定の受取利息	通常税率15%	免税
IHQの外国人社員(常勤)の個人所得税			15% (但し一人あたり最大8年間)	15%
関係会社への貸付利息にかかる特定事業税			通常税率3.3%	免税

ITC: 国際貿易センターの導入

(1) ITCの定義

ITCは今回の勅令No.587において「商品・原材料・部品の売買、あるいは海外の法人に対する国際貿易関連サービス(*)の提供を行うことを目的としてタイの法律に基づき設立された法人」と定義されています。本勅令の趣旨がタイ国内に国際貿易会社の設立を推奨することであることを鑑みると、新たに設立される法人だけでなく、既存の国際貿易を行う会社もこれに含まれると解されますが、例えば既存の製造事業会社に国際販売機能を追加するケースなどは、ケースバイケースで判断されるものと考えられます。

(*) 国際貿易関連サービスとは、以下に関連するサービスの提供をいう。

- ・商品の調達
- ・出荷までの商品の保管
- ・パッケージング
- ・商品の輸送
- ・商品に係る保険
- ・商品に関するアドバイス、技術サービス、トレーニング
- ・歳入局長が定めるその他のサービス

(2) ITCの優遇税制措置の要件

ITCとして優遇税制措置を受けるための要件は、以下のとおりですが、現時点で歳入局長が定める規則等は公表されていません。

- 各事業年度の末日における払込資本金がTHB 10百万以上
- ITCとしての事業に関してタイ国内で年間15百万以上の経費
- 歳入局長が定める規則、手続及び条件に従って歳入局長にITCとしての申請書を提出し承認を受けること
- 歳入局長が定める規則、手続及び条件に従うこと

なお、ITCにおいても、上記の要件をひとつでも満たさなかった場合には、その年度についてのみ優遇税制措置が受けられないとされており、過年度及び将来の優遇税制措置の適用に影響を及ぼさない措置となっています。

(3) ITCの優遇税制措置の概要

今回の勅令No.587により、ITCに与えられる優遇税制措置の概要は、以下のとおりです。

優遇税制措置の対象		優遇税制	適用期間
法人所得税	タイ国外での商品売買(いわゆるOut-Outの三国間貿易)	免税	優遇税制措置を付与された事

	海外の法人に対する国際貿易関連サービス(商品の調達・保管等)		免税	業年度から15 事業年度
源泉税	海外の法人 が受ける所 得	ITCからの配当金(上記 のITCの免税所得から 支払われたもの)	免税	-
ITCの外国人社員(常勤)の個人所得税			15%	-

🚩 今回の優遇税制措置を定めた勅令とBOIとの関連性

(1) IHQやITCのBOIの投資奨励は必要か？

今回の勅令No.586及びNo.587は、財務省が定めたIHQ及びITCに対する税制優遇措置であり、BOIによるIHQまたはITCの投資奨励の認可は要求されないように見受けられますが、外資企業においては、BOIによるIHQまたはITCの認可を受けて、財務省へ税制優遇措置を申請するというのが通常の流れになるかと思われま

(2) BOIの投資奨励法に基づく恩典

IHQまたはITCについてBOIの投資奨励の認可を受けた場合には、投資奨励法に基づく税務恩典（機械装置や輸出用製品の原材料の輸入税の免除）が与えられるほか、ワークパーミットやビザの優遇措置等といった非税務恩典が与えられます。

また、最も関心が高いのが、IHQやITCとしてBOIの投資奨励を受けた事業活動については、外国人事業法の規制の対象外と取り扱われる点です。今後、新たに地域統括会社や販売統括会社の設立等を検討している場合には、冒頭に申し上げたように、これからBOIがIHQ及びITCにかかる投資奨励の申請を認可する事例が増えていくと思われま

本Newsletterの内容、IHQやITCに関連するご質問等ございましたら、弊社の下記税務担当者までお問い合わせ下さい。

[柴田 智以](#)
Associate Director

[伊藤 進](#)
Manager

[小山 寛巨](#)
Senior Associate

STAY CONNECTED >>>



Twitter : www.twitter.com/KPMG_TH

Facebook : www.facebook.com/KPMGinThailand

YouTube : www.youtube.com/KPMGinThailand

[Unsubscribe](#) | [Legal](#) | [Privacy](#)

© 2015 KPMG Phoomchai Tax Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.